

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1章 第3条	第3条（利用開始日、利用契約の成立） 1. 基本約款第5条第2項の定めにかかわらず、本基本サービスおよびそのオプションサービス（以下、併せて「本クラウドサービス」といいます）の提供は、初回料金の支払いの確認の有無を問わず、利用契約が有効に締結された日（利用開始日）から開始されます。 2. 利用者が利用申込みをしている本クラウドサービスに関し、サービスの種類の追加、変更を請求した場合、基本約款第5条第2項、第6条第1項および第7条第2項の定めにかかわらず、当該請求にかかる種類のサービスの提供は、当該請求が完了した時点から暫定的に開始されます。ただし、当該サービス提供開始後、基本約款第6条第1項各号に該当することが判明した場合には、同項に基づき、当社は当該変更請求を承諾せず、当該サービスの提供を中止することがあります。	第3条（利用開始日、利用契約の成立） 1. 基本約款における利用開始日の規定にかかわらず、本基本サービスおよびそのオプションサービス（以下、併せて「本クラウドサービス」といいます）の提供は、初回料金の支払いの確認の有無を問わず、利用契約が有効に締結された日（利用開始日）から開始されます。 2. 利用者が利用申込みをしている本クラウドサービスに関し、サービスの種類の追加、変更を請求した場合、基本約款における利用開始日、契約期間および最低利用期間の規定にかかわらず、当該請求にかかる種類のサービスの提供は、当該請求が完了した時点から暫定的に開始されます。ただし、当該サービス提供開始後、基本約款に定める申込みの拒絶事由に利用者が該当することが判明した場合には、同規定に基づき、当社は当該変更請求を承諾せず、当該サービスの提供を中止することがあります。	・基本約款の改定に伴う参照先の修正を行います。
第4条	第4条（料金の支払） 1. 基本約款第13条第2項、同第4項の定めにかかわらず、利用者は、毎月1日から末日までの本クラウドサービスの利用に関する料金（以下、「当月の料金」といいます）を、その翌月の10日までに支払うものとします。 2. 本クラウドサービスの料金の支払方法は、当社の個別の承認がない限り、基本約款第12条第2項第3号に定める方法（クレジットカード払い）のみとし、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、本クラウドサービスの料金が10万円以上であっても、クレジットカード払いを利用できるものとします。ただし、本クラウドサービスの料金が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。 3.（略）	第4条（料金の支払） 1. 基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用者は、毎月1日から末日までの本クラウドサービスの利用に関する料金（以下、「当月の料金」といいます）を、その翌月の10日までに支払うものとします。 2. 本クラウドサービスの料金の支払方法は、当社の個別の承認がない限り、クレジットカード払いのみとします。ただし、本クラウドサービスの料金が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。 3.（略）	・基本約款の改定に伴う参照先の修正を行います。
第5条	第5条（最低利用期間） 1. 基本約款第15条第1項、同第2項の定めにかかわらず、本クラウドサービスの最低利用期間はないものとします。	第5条（最低利用期間） 1. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、本クラウドサービスの最低利用期間はないものとします。	・基本約款の改定に伴う参照先の修正を行います。
第6条	第6条（利用契約の解除） 1. 基本約款第29条第4項の定めにかかわらず、利用者は、当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって利用契約を解約することができます。	第6条（利用契約の解除） 1. 基本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって利用契約を解約することができます。	・基本約款の改定に伴う参照先の修正を行います。
第7条	第7条（利用者による利用の一時停止等） 1. ～4.（略） 5. 当社が前項の通知を行ったにもかかわらず、利用者が前項の期間内に前項各号のいずれの事項も行わない場合、当社は、以下の各号の措置の全部または一部を行使できるものとします。 i. 当該利用停止中の本基本サービスの利用契約の終了 ii. 基本約款第24条に従った当該利用停止中の本基本サービスの提供の一時停止または利用者による本基本サービスの利用の制限 iii. 基本約款第25条に従った措置 iv. 基本約款第28条に従った当該利用停止中の本基本サービスに係る利用契約の解除 6.（略）	第7条（利用者による利用の一時停止等） 1. ～4.（略） 5. 当社が前項の通知を行ったにもかかわらず、利用者が前項の期間内に前項各号のいずれの事項も行わない場合、当社は、以下の各号の措置の全部または一部を行使できるものとします。 i. 当該利用停止中の本基本サービスの利用契約の終了 ii. 基本約款における利用制限の規定に従った当該利用停止中の本基本サービスの提供の一時停止または利用者による本基本サービスの利用の制限 iii. 基本約款に定める禁止行為等への対応 iv. 基本約款における利用契約の解除の規定に従った当該利用停止中の本基本サービスに係る利用契約の解除 6.（略）	・基本約款の改定に伴う参照先の修正を行います。
第2章 第2節 第13条	第13条（料金の支払） 1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。 2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス（「さくらのクラウドサービス」および時間課金を選択した「さくらの専用サーバサービス」を除きます）のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。	第13条（料金の支払） 1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款における支払方法の規定にかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。 2. 利用者は、本オプションサービスの料金の支払方法を、当社が規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス（「さくらのクラウドサービス」および時間課金を選択した「さくらの専用サーバサービス」を除きます）のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。	・基本約款の改定に伴う参照先の修正を行います。
第9節 第35条	第35条（利用契約の成立） 1. 本オプションサービスの利用契約は、基本約款第6条第1項の定めにかかわらず、申込者のアカウントによりSIMが本システムにおいて登録（以下、「SIM登録」といいます）されたとき（申込者のアカウントにより送信された、登録に必要な情報を当社が受信したとき）、または申込者のアカウントによりモバイルゲートウェイが作成（以下、「モバイルゲートウェイ作成」といいます）されたとき（申込者のアカウントにより送信された、作成に必要な情報を当社が受信したとき）のいずれか早い時点で成立するものとします。 2.（略）	第35条（利用契約の成立） 1. 本オプションサービスの利用契約は、基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、申込者のアカウントによりSIMが本システムにおいて登録（以下、「SIM登録」といいます）されたとき（申込者のアカウントにより送信された、登録に必要な情報を当社が受信したとき）、または申込者のアカウントによりモバイルゲートウェイが作成（以下、「モバイルゲートウェイ作成」といいます）されたとき（申込者のアカウントにより送信された、作成に必要な情報を当社が受信したとき）のいずれか早い時点で成立するものとします。 2.（略）	・基本約款の改定に伴う参照先の修正を行います。
第47条	第47条（本オプションサービスの提供の中断） 1. 基本約款第23条第1項各号に定める事由がある場合のほか、次に掲げる事由がある場合は、当社は本オプションサービスの一部または全部の提供を中断することがあります。 i. ～ii.（略）	第47条（本オプションサービスの提供の中断） 1. 基本約款に定める提供の中断の事由がある場合のほか、次に掲げる事由がある場合は、当社は本オプションサービスの一部または全部の提供を中断することがあります。	・基本約款の改定に伴う参照先の修正を行います。
第48条	第48条（本オプションサービスの提供の中断等に関する免責） 1. 当社は、基本約款第23条ないし第28条および本約款第47条の定めに基づきとった措置により利用者が被った損害について、基本約款に別段の定めがある場合または法令に反する場合を除き、賠償する責任を負いません。	第48条（本オプションサービスの提供の中断等に関する免責） 1. 当社は、基本約款における利用制限、利用契約の解除および提供の中断等の規定に基づきとった措置により利用者が被った損害について、基本約款に別段の定めがある場合または法令に反する場合を除き、賠償する責任を負いません。	・基本約款の改定に伴う参照先の修正を行います。
第49条	第49条（利用契約の自動更新および解約） 1. 基本約款第29条第2項の定めにかかわらず、利用者が、契約終了日までに、登録している全てのSIMの登録を削除し、かつ、作成した全てのモバイルゲートウェイを削除しない限り（以下、全てのSIMとモバイルゲートウェイの削除を「全削除」といいます）、本オプションサービスの利用契約はさらに1年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。 2. 基本約款第29条第4項および本約款第6条の定めにかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、全削除を行うことにより、全削除が行われた月の末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。	第49条（利用契約の自動更新および解約） 1. 基本約款における契約期間の自動更新の規定にかかわらず、利用者が、契約終了日までに、登録している全てのSIMの登録を削除し、かつ、作成した全てのモバイルゲートウェイを削除しない限り（以下、全てのSIMとモバイルゲートウェイの削除を「全削除」といいます）、本オプションサービスの利用契約はさらに1年自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。 2. 基本約款および本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、全削除を行うことにより、全削除が行われた月の末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。	・基本約款の改定に伴う参照先の修正を行います。
第10節 第53条	第53条（申込みの拒絶、発行拒否） 1. 当社は、基本約款第6条第1項各号に該当する場合のみならず、上位規約に照らし当社として不適当と認めた場合も、前条の申込みを承諾しないことがあります。 2. ～3.（略）	第53条（申込みの拒絶、発行拒否） 1. 当社は、基本約款に定める申込みの拒絶事由に利用者が該当する場合のみならず、上位規約に照らし当社として不適当と認めた場合も、前条の申込みを承諾しないことがあります。 2. ～3.（略）	・基本約款の改定に伴う参照先の修正を行います。
第11節 第61条	第61条（解約） 1. 基本約款第29条第4項および本約款第6条の定めにかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより翌月末日をもって、または、毎月21日から末日までに通知することにより翌々月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。 2.（略）	第61条（解約） 1. 基本約款および本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより翌月末日をもって、または、毎月21日から末日までに通知することにより翌々月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。 2.（略）	・基本約款の改定に伴う参照先の修正を行います。
第14節 第77条	第77条（解約） 1. 基本約款第29条第4項および本約款第6条の定めにかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより当月末日をもって、または、毎月21日から末日までに通知することにより翌月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。	第77条（解約） 1. 基本約款および本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより当月末日をもって、または、毎月21日から末日までに通知することにより翌月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。	・基本約款の改定に伴う参照先の修正を行います。
第15節 新設	（新設）	第15節 Sophos XG Firewall（以下、本節において「本オプションサービス」といいます） 第81条（本オプションサービスの内容） 1. 本オプションサービスは、興安計装株式会社（以下、本節において「ライセンサー」といいます）が提供するSophos XG Firewallを、本基本サービス上で利用できるサービスです。	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	（新設）	第82条（上位規約） 1. 利用者は、ライセンサーが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「Owlook®セキュリティマネジメントサービス利用規約（さくらのクラウド仮想型UTMマネジメント）」	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。

		を遵守するものとします。	
新設	(新設)	<p>第83条(解約)</p> <p>1. 基本約款および本約款における解約日の規定にかかわらず、利用者は、本オプションサービスの契約期間内であっても、当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより当月末日をもって、または、毎月21日から末日までに通知することにより翌月末日をもって、本オプションサービスの利用契約を解約することができます。</p> <p>2. 本基本サービスの利用契約が全て終了または解約された場合であっても、本オプションサービスの利用契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、前項の手続によるものとします。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第84条(サポート)</p> <p>1. 本オプションサービスにおける利用者のサポート窓口は、原則として当社となります。ただし、サポートの内容によっては、当社の判断に基づき、当社から利用者へ連絡の上、当社およびライセンサーが共同で利用者に対しサポートを行うことがあります。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第85条(サービスの内容の変更または廃止)</p> <p>1. 当社は、ライセンサーの解散もしくはSophos XG Firewallの内容の変更または廃止等の事情により、本オプションサービスの内容の変更または廃止をすることがあります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更または廃止、ならびに当該通知の遅延について当社は一切の責任を負わないものとします。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第86条(免責)</p> <p>1. 本オプションサービスに起因して利用者が本基本サービスを利用できなかった場合において、第9条に定める品質保証は適用しないものとします。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
附則 第1条	<p>第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、2019年11月21日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、2020年2月27日より適用されます。</p>	<p>第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、2020年2月27日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2020年4月9日より適用されます。</p>	<p>・本改定に伴う適用日の変更を行います。</p> <p>・基本約款の改定に伴う参照先の修正を行います。</p>